

山梨県公報

第二千二百四十二号

平成二十四年

七月五日

木曜日

目次

救急病院等の認定(二件).....	三八九
保安林の指定施業要件の変更予定.....	三八九
換地計画の決定(二件).....	三九〇
河川区域の指定の一部改正.....	三九〇
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	三九〇
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(五件).....	三九〇
その他	
労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲.....	三九二

告示

山梨県告示第二百四十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十四年七月五日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内正明

名称	所在地
医療法人慈光会甲府城南病院	甲府市上町七百五十三番地一

二 認定期間

平成二十四年六月三十日から平成二十七年六月二十九日まで

山梨県告示第二百四十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十四年七月五日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内正明

名称	所在地
山梨赤十字病院	南都留郡富士河口湖町船津六千六百六十三番地一

二 認定期間

平成二十四年七月一日から平成二十七年六月三十日まで

山梨県告示第二百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年七月五日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業玉宮地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十四年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から同年八月三日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申出期間

平成二十四年八月四日から同年八月十八日まで

山梨県告示第二百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業日川右岸地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十四年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から同年八月三日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申出期間
平成二十四年八月四日から同年八月十八日まで

山梨県告示第二百五十一号

一級河川大柳川に係る河川区域の指定（昭和四十九年山梨県告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

第一号図から第三号図までに係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事務所（身延河川砂防管理課を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十四年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人くつろぎ空間まほろば

2 代表者の氏名 小林 初江

3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡富士川町

4 定款に記載された目的

この法人は、社会全般に対して、人々の心の健康の支援（メンタルヘルスサポート）に関する事業を行い、人々が本来持っている力を育み、人々が支え合う、思いやりのある豊かな社会を実現することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年六月二十八日から同年八月二十七日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年六月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 日本バイキング工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉三丁目二十六番十六号
 - 3 代表者の氏名 伏見直樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第七号
- 四 処分の内容 土木工事業、電気工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年六月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 井口建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市新田千四百四十番地
 - 3 代表者の氏名 白木良雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二四)第六六八号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年六月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 富士ハウスイ業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田一丁目六番十八号
 - 3 代表者の氏名 小山田利男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一九)第四六八四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年五月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年六月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ファナック株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地
 - 3 代表者の氏名 稲葉善治
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一九)第六七八号
- 四 処分の内容 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年六月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年六月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社山梨東洋理工
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市関原千二百三十四番地

- 3 破産管財人の氏名 山寄進
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第八五六九号
- 四 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年六月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

その他

山梨県労働委員会告示第二号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、同法第三条第四号に規定する職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を平成二十四年六月二十七日次のとおり認定した。
 なお、平成二十二年山梨県労働委員会告示第二号は、廃止する。
 平成二十四年七月五日

山梨県労働委員会

会長 鶴 田 和 雄

地方独立行政法人山梨県立病院機構の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち、次の表に掲げる者
 地方独立行政法人山梨県立病院機構

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本部事務局	事務局長、事務局次長、課長、組織・人事・服務・給与・福利厚生に関する企画立案担当の職員及び予算・決算・訟務を担当する職員
山梨県立中央病院	院長、副院長、事務局長、医療安全管理室長、医療局長、薬剤部長、看護部長、事務局次長、施設管理幹、課長、統括部長、部長、総放射線技師長、総検査技師長及び副看護部長
山梨県立北病院	院長、副院長、事務局長、課長、薬局長、総看護師長及び副総看護師長